

令和8年度 健康保険料早見表

【均等割保険料】 ※詳しくは4月発送の保険料賦課額通知書をご覧ください。

- 1 種組合員：新潟県歯科医師会の会員である歯科医師
- 2 種組合員：1 種組合員又は後期高齢者の1種組合員が開設する医療機関等に勤務する歯科医師
- 3 種組合員：1 種組合員又は後期高齢者の1種組合員が開設する医療機関等に勤務する従業員（歯科衛生士・助手・技工士・受付事務等）

種別	年度年齢 18歳以下	年度年齢19歳以上 40歳未満	40歳以上65歳未満 (介護納付金を含む)	65歳以上75歳未満	75歳以上
1種組合員		16,940円	21,440円	16,940円	
2種組合員		25,460円	32,260円	25,460円	
3種組合員		16,940円	21,440円	16,940円	
家族	11,600円	11,910円	15,110円	11,910円	
後期高齢者の1種組合員					5,000円

- ※1人あたりの月額保険料です。40歳以上65歳未満の方は介護納付金賦課額が含まれます。
- ※1種組合員・後期高齢者の1種組合員（一部除く）は、別に「所得割賦課額」が加算されます。

【所得割保険料】

料率	基礎賦課額	後期高齢者支援金	介護納付金	(新)子ども・子育て支援納付金
	5.5/1000	2.1/1000	1.4/1000	0.2/1000
上限 1億円	年額 550,000円	年額 210,000円	年額 140,000円	年額 20,000円
下限 300万円	年額 16,500円	年額 6,300円	年額 4,200円	年額 600円

- ※子ども・子育て支援納付金においても所得割が賦課されます。
- ※矯正標榜者は上限額を賦課しますが、前年の医業収入額が1億円に満たない場合は「保険料調定変更申請」により収入に見合った所得割保険料に変更することができます。